

浄化槽保守点検契約書（案）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

浄化槽保守点検業務について、委託者 大和高田市 （以下「甲」という）は受託者
（以下「乙」という）との間に、下記条項により業務委託契約を締結する。
なお、本契約の履行は、管理業務約款に基づくものとする。

記

1. 請負金額 一金 円（内消費税 円含む。）

内訳	小学校	金	円
	中学校	金	円
	幼稚園	金	円

2. 履行期間 自 令和 7年 6月 1日

至 令和 8年 5月31日

3. 作業場所 （設置場所）は次の通りとする。

1. 場 所
2. 処理方式
3. 規 模

別紙

4. 保守点検回数は、次のとおりとする。

1. 点 検 年 回
2. 投 薬 年 回
3. 注 油 年 回

別紙

5. 乙は、甲が設置する浄化槽の保守点検業務を行うにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「浄化槽法」（昭和58年法律第43号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）」等の関係法令を遵守し、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年号外厚生省令第17号）第2条・第3条の規定に基づいて適正な運転管理、施設の保全及び放流の水質管理の業務を遂行するものとする。

6. 乙が甲に報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- （1）作業後における点検報告
- （2）施設に改善及び補修箇所が生じたとき。
- （3）その他施設に異常が生じたとき。

7. 本施設の保守管理に要する費用は、乙の負担とする。但し、当施設に関する設備機器、ポンプ、ブロワー、配電盤等修理及び改修、改造及びこれに準ずる工事費（乙の責に帰すべき理由の場合は除く。）は甲の負担とする。
8. 乙は作業を行うにあたり浄化槽法その他関係法規を遵守することは勿論のこと、環境衛生上の諸条件に留意し適確に実施するものとする。
9. 契約に規定しない事項が発生したときは、甲乙協議して措置するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 奈良県大和高田市大字大中98番地4
名称 大和高田市
大和高田市長 堀内大造

乙 住所
名称

<管理業務約款>

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の業務契約に関し、契約書に定めるもののほか、浄化槽保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約に基づく業務の処理上において、仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議して定める。

(関係法令の遵守等)

第2条 乙は、この業務を履行するにあたって労働基準法その他乙に課せられた法令上の全ての責務を負わなければならない。

(業務工程表等)

第3条 乙は、契約後直ちに業務工程表等（業務実施計画書及び業務に必要な関係書類）を作成し、甲及び各履行場所に各1通提出するものとする。

(権利業務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは業務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委任又は下請負の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(現場責任者及び技術者)

第6条 乙は、現場における業務の全てを管理する現場責任者及び業務の技術上の管理をつかさどる技術者を定め書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙の現場責任者及び技術者について業務の施行又は、管理に不相当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を明示し必要な措置をとるべきことを求める事ができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、業務の全部又は一部の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額又は契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

(臨機の措置)

第8条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(損害の負担)

第9条 この契約に基づき業務の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。

2 この契約に基づく業務の履行に関し、第三者に損害を及ぼしたときは乙の負担とする。

(立会又は報告)

第10条 甲は、必要と認めたときは、自ら業務の履行に立ち会い、又は乙の報告を求めることができる。この場合において、甲は、業務の履行が不適当と認めるときは、乙に対して補正を求めることができる。

(検査)

第11条 乙は、業務を完了したときは、甲に対し業務完了の報告書及び点検実地確認書を提出しなければならない。甲は、報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。

(契約代金の支払)

第12条 前条の規定による検査に合格したときは、乙は3ヶ月毎に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(維持管理費用)

第14条 施設の維持管理に要する費用として、軽微な修繕、摩耗・消耗等による交換にかかる費用は、乙の負担とする。

2 前項に規定する費用のうち、マンホール、ポンプの修理に係る費用（乙の責に帰すべき理由の場合は除く。）は、甲の負担とする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 本契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、本契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（５） 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

（違約金）

第１６条 前条の規定により本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として徴収するものとする。

（談合等による解除）

第17条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第18条 前条の規定に該当する場合は、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

（特約条項）

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（管轄裁判所）

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第21条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。